

教育訓練給付金コースを始めます！

厚生労働大臣指定講座でお得にスキルアップ

頑張るあなたをバックアップ!!

教育訓練給付制度で、受講料の20%が戻ります

Q 教育訓練給付制度とは？

働く人達の自発的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と就職の促進を図る目的で設けられた教育訓練に係る給付制度です。

Q 給付制度の支給対象者とは？

1. 雇用保険の被保険者であった期間が3年以上の方・・・(初回に限り1年以上でも可能)
2. 被保険者でなくなった後、1年以内に受講される方

Q 給付制度利用申請の方法は？

受給資格の確認(ハローワークにて確認してください)



「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、本人の管轄のハローワークに提出
「教育訓練給付金支給要件回答書」により照会結果を確認後ご連絡下さい

給付できない方 離職した日から1年を超えた方過去に教育訓練給付金を受給して3年経過しない方

講習受講(受講料は本人負担)



給付金の申請(ハローワークへ本人が申請する)



給付金の受給・・・受講料の20%

【対象講座】平成22年10月1日分より適用されます

	教育訓練講座の名称	時間	受講料	指定番号
1	フォークリフト運転技能講習	31 時間	¥38,100	231991020018
2	玉掛け技能講習	19 時間	¥25,300	231991020020
3	小型移動式クレーン運転技能講習	16 時間	¥35,700	231991020033

【お問合せ先】

コマツ教習所(株)愛知センター

〒491-0028 愛知県一宮市朝日1-4-1

TEL 0586-26-4111 FAX 0586-26-4113

